

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 4 月 1 日作成)

法 令 名	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(平成 17 年北海道条例第 10 号)
根 拠 条 項	第 15 条第 2 項
処 分 の 概 要	遺伝子組換え作物の開放系一般栽培の中止命令
法 令 の 定 め	第 15 条 2 知事は、許可栽培者が、第 13 条第 1 項第 4 号(報告に係る部分を除く。)若しくは第 5 号(知事の指示に係る部分に限る。)の規定に違反したとき、又は前項第 4 号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系一般栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。
処 分 基 準	次のいずれかに該当すると認める場合であって、その是正をすみやかに行わなければ、交雑及び混入を防止する上で支障があると認められる場合、又は是正勧告等に従わなかった場合に、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、同命令を発する。 (1) 第 13 条第 1 項第 4 号(報告に係る部分を除く。)又は第 5 号(知事の指示に係る部分に限る。)の規定に違反したとき。 (2) 第 4 条若しくは第 10 条第 1 項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って開放系一般栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。
処 分 担 当 課	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号：011-231-4111 (内線 27-695))
問 い 合 わ せ	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号：011-231-4111 (内線 27-695))
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm